

渚水みらいセンターいこいの広場運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府東部流域下水道事務所（以下「事務所」という。）が下水道の普及啓発を図るため整備した渚水みらいセンター（以下「センター」という。）内の渚水みらいセンターいこいの広場（以下「広場」という。）を広く府民の利用に供するに当たり、これの円滑な管理運営に必要な事項を定めるものとする。

(区域及び設置する施設)

第2条 広場内に設置する施設の名称は次のとおりとし、広場の区域は別図のとおりとする。

(1) 「やすらぎの池ゾーン」

安定池・噴水・日時計・芝生広場・藤棚・菖蒲園・トイレ等

(2) 「せせらぎの散策ゾーン」

さくら並木・せせらぎ・散策の小道・休息の東屋等（トイレはありません）

(利用の期日及び時間)

第3条 広場の利用日及び利用時間は次のとおりとする。ただし、大阪府東部流域下水道事務所長（以下「所長」という。）が特に必要と認める場合は、臨時に利用を中止し、又は利用日若しくは利用時間を変更することができる。

(1) 利用日は、1月4日から12月28日までとする。

(2) 広場の休日（以下「閉園日」という。）は、12月29日から翌年1月3日までとする。

(3) 利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

(団体利用の場合の届け出)

第4条 第2条の施設を団体等（10名以上が集合して利用する場合をいう。以下同じ。）で利用しようとする者は、いこいのひろば団体利用カード（様式第1号）（以下「団体カード」という。）により所長に届出を行うものとする。

2 前項に定める団体カードによる届出は、利用予定日の1か月前（当日が広場の閉園日の場合はその翌日）からとする。

(利用料)

第5条 広場の利用料は徴収しない。

(利用の制限等)

第6条 所長は、センターの運転管理上必要があるとき、又は工事その他の理由により広場の利用に支障があると認めるときは、利用者に対しその利用を制限し、又は禁止することができる。

2 所長は、利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、利用の中止、退去、又は物件の撤去を命ずることができる。

(1) 建物、工作物、設備、植栽等を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがある行為を

しようとする者

- (2) 公用目的以外のポスター、貼紙、広告等を掲示し、又は掲示しようとする者
- (3) 承認を得ないで、施設若しくは附属設備を損傷するおそれのある、又は他の利用者に迷惑をかけるおそれのある仮設工作物等を設置し、又は設置しようとする者
- (4) たき火、花火、バーベキュー等火災予防上危険を伴う行為をし、又は行為をしようとする者
- (5) 凶器、爆発物、その他の危険物を持ち込み、又は持ち込もうとする者
- (6) 露天、行商、その他これらに類する行為をし、又は行為をしようとする者
- (7) 立入禁止区域に進入し、又は進入しようとする者
- (8) 第2条の施設内に、自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車、車輪を有する遊具、その他の人の力によらずに運転する車両を乗り入れ、又は乗り入れようとする者（電動車椅子、管理上必要な作業用車両等を除く）
- (9) 野球（硬式・準硬式・軟式）、ソフトボール、ゴルフ、サッカー、その他ボールを使用する行為で、第三者に危害を及ぼすおそれがある行為をし、又はしようとする者
- (10) 無人航空機（いわゆるドローン等）を飛行させ、又は飛行させようとする者
- (11) 営利を目的として、会費、指導料等の料金を徴収し、又は徴収しようとする者
- (12) 不当な差別的言動を行い、又は行おうとする者
- (13) 前各号に掲げるもののほか、公序良俗に反し、広場本来の利用を著しく妨げる行為をし、又は行為をしようとする者
- (14) 管理上必要な指示に従わない者
- (15) その他管理上支障があると認められる者

3 所長は、特別警報、暴風警報、大雨警報、竜巻注意情報、その他利用者の安全が確保できないと判断した場合、広場を閉園し、利用の中止、退去、又は物件の撤去を命ずることができる。

（損害賠償）

第7条 利用者は、第6条第2項に掲げる行為により、事務所又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（利用者の責務）

第8条 広場（駐車場及び駐輪場を含む。）の利用中に発生した事故又は傷害については、利用者がその責任を負うものとする。

2 利用者は、広場を常に清潔に保ち、互いに協力して秩序ある利用に努めなければならない。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、広場の管理運営に必要な事項は所長が別に定める。

附 則

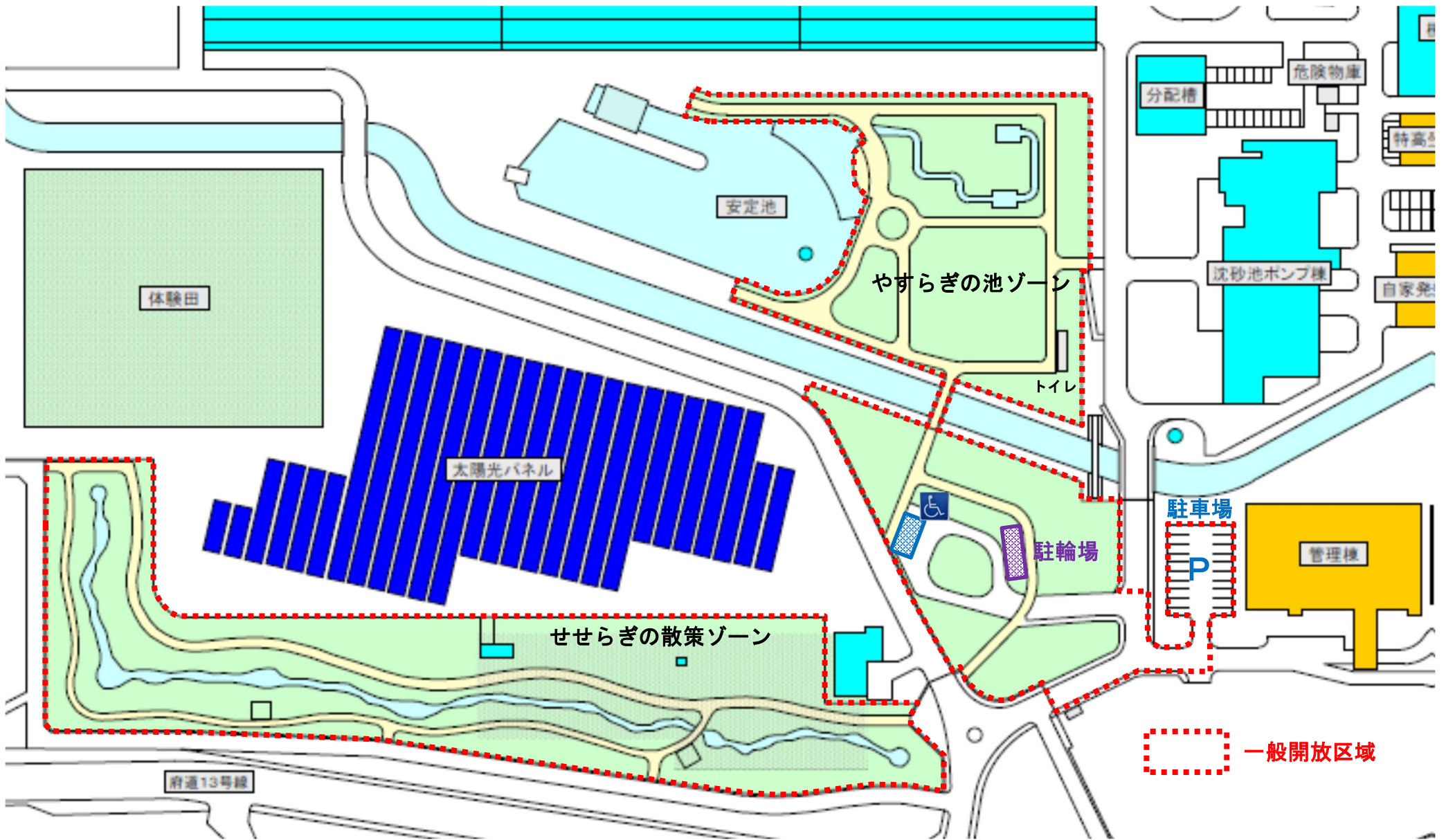
（施行期日）

第1条 この要綱の一部改正は、令和8年4月1日から施行する。

(参考) 改正沿革

- ・ 制定 平成26年4月1日施行
- ・ 改正 令和元年7月1日施行
- ・ 改正 令和4年2月1日施行
- ・ 改正 令和8年4月1日施行 (本改正)

(別図)



一般開放区域

渚水みらいセンター いこいの広場
団体利用カード

令和 年 月 日

大阪府東部流域下水道事務所長 様

1. 利用日時	令和 年 月 日() ~ 月 日() 午前・午後 時 ~ 午前・午後 時
2. 利用目的	
3. 利用人数	
4. 利用団体名	
5. 利用代表者	
6. 連絡先	(住所)
	(電話) (携帯電話)
7. その他	

利用に当たり、『いこいの広場利用にあたっての注意事項』を厳守いたします。

- ・申込者の情報は、「大阪府個人情報保護条例」等に基づき、渚水みらいセンターいこいの広場利用申込の目的以外には利用しません。